kuraray

証券コード 3405
2015年3月5日

株　主　各　位

岡山県倉敷市酒津1621番地
(東京本社 東京都千代田区大手町1丁目1番3号)
株式会社 クラレ
取締役社長 伊藤　正明

第134回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第134回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきたくご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権をご行使いただけますので、41頁から79頁に記載の株主総会参考書類をご参照のうえ、2015年3月26日(木曜日)午後5時45分までに議決権をご行使いただくようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　時**　2015年3月27日(金曜日)午前10時
（開催日が前回定時株主総会（2014年6月20日）に応当する日と離れているのは、決算日を3月31日から12月31日に変更したことに伴い、移行期である第134期事業年度が9ヵ月となっているためです。）

2. **場　所**　東京都港区虎ノ門2丁目10番4号
ホテルオークラ東京　本館1階「平安の間」(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. **目的事項**

報告事項

第134期(2014年4月1日から2014年12月31日まで)事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役12名選任の件

第3号議案　監査役1名選任の件
第4号議案　当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）承認の件

4.　当日ご出席願えない場合の議決権行使について

(1) 書面による議決権行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、1頁に記載の行使期限までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使
インターネット等により議決権を行使される場合には、80頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、1頁に記載の行使期限までに賛否をご入力ください。

5.　招集にあたっての決定事項

(1) インターネット等で重複して議決権を行使された場合、最後に到着した行使内容を有効といたします。議決権行使書用紙が再発行された場合の書面による議決権重複行使についても同様といたします。ただし、書面とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使内容を有効といたします。

(2) 同一の議案について異なる内容で議決権を行使される場合には、株主総会の日の3日前(2015年3月23日)までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただくようお願い申しあげます。

◎代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、代理権を証明する書面およびご本人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただくようお願い申しあげます。

◎当社は、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」を、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kuraray.co.jp/ir/presentation/assembly.html）**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに会計監査人および監査役の監査対象となっております。**

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（http://www.kuraray.co.jp/shousyu.html）**に掲載させていただきます。**

株主総会招集通知添付書類

事 業 報 告　（2014年4月1日から 2014年12月31日まで）

当期の連結業績は決算日変更により、当社ならびに3月決算であった子会社は2014年4月1日から2014年12月31日の9ヵ月間を、12月決算の子会社は2014年1月1日から2014年12月31日の12ヵ月間を連結対象期間としています。前期と比較する場合については、当連結対象期間と同一の期間に調整した数値を「補正」の前期実績とし、増減比を記載しております。

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

（全般的状況）

当期の経営環境は、日本経済は懸念されていた消費増税後の景気減速が明らかになりました。世界経済は、米国経済は好調が続く一方、欧州は景気回復がもたつきました。さらに中国経済も成長鈍化が明らかとなり、新興国経済はまだら模様といった状況でした。期終盤の原油価格下落は当期の業績には大きな影響はありませんでした。

このような状況において、当社グループは持続的な成長を実現させるため、コア事業の世界戦略を加速するとともに、水・環境、エネルギー、光学・電子の各領域において次世代を担う事業の開発を積極的に推進してきました。

この結果、当期（2014年4月1日～2014年12月31日）の連結決算は、売上高は前期比71,483百万円（21.0%）増の411,408百万円、営業利益は2,048百万円（5.4%）増の40,298百万円、経常利益は1,721百万円（4.5%）増の40,084百万円、当期純利益は1,829百万円（7.9%）減の21,296百万円となりました。

【ご参考】　　（単位：億円、単位未満四捨五入）

	2013年度（補正） （4月～12月）	2014年度	前期比 （補正増減率）
売上高	3,399	4,114	+21.0%
営業利益	383	403	+5.4%
経常利益	384	401	+4.5%
当期純利益	231	213	△7.9%

（注）2013年度（補正）の数値は監査を受けていません。

（事業別の状況）

事業別の状況は次のとおりです。

［ビニルアセテート］

当事業の売上高は219,041百万円（前期比36.3％増）、営業利益は35,724百万円（同1.4％減）となりました。なお、2014年6月1日にE.I.du Pont de Nemours and Companyより譲り受けたビニルアセテート関連事業（以下「ＧＬＳ事業」といいます。）の業績については、2014年6月から12月の7ヵ月分を当該事業に算入しています。

①光学用ポバールフィルムは液晶パネルの数量増および大型化により販売量が増加しました。西条事業所の新設設備は4月に稼働開始しました。ポバール樹脂は欧州、アジアで需要が低迷しました。ＰＶＢフィルムは引続き欧州建築市場低迷の影響を受けました。水溶性ポバールフィルムは旺盛な需要を背景に順調に拡大、それに対応するため米国において新工場建設（2016年1月稼働予定）を決定しました。

②ＥＶＯＨ樹脂＜エバール＞は、米国、アジアを中心に順調に拡大しました。

③ＧＬＳ事業は、製造・販売ともに問題なく統合を完了しましたが、のれん代等償却費の発生等により赤字となりました。

［イソプレン］

当事業の売上高は44,674百万円（前期比6.4％増）、営業利益は4,874百万円（同23.7％増）となりました。

①イソプレン関連では、ファインケミカルが順調に推移しました。熱可塑性エラストマー＜セプトン＞は堅調に推移しました。液状ゴムは需要が回復しました。

②耐熱性ポリアミド樹脂＜ジェネスタ＞は、ＬＥＤ反射板用途、コネクタ用途、

自動車用途いずれも順調でした。

[機能材料]

当事業の売上高は44,037百万円（前期比13.6％増）、営業利益は1,523百万円（同42.3％増）となりました。

①メタクリル樹脂は、期前半は市況の低迷により苦戦しましたが、期後半は一部の需要が回復し増益に転じました。

②メディカルは、歯科材料の販売が順調でした。

③人工皮革＜クラリーノ＞は、既存プロセスの中国移管等の事業構造改善効果が発現し、黒字化しました。

[繊維]

ビニロンは、ブレーキホース用途、アスベスト代替のＦＲＣ（繊維補強セメント）用途ともに好調に推移しました。この結果、当事業の売上高は35,385百万円（前期比2.1％増）、営業利益は2,250百万円（同5.8％増）となりました。

[トレーディング]

ポリエステルを中心とする繊維関連事業、化学品関連事業ともに順調に推移しました。また、海外拠点拡充を進めました。この結果、当事業の売上高は91,127百万円（前期比12.7％増）、営業利益は2,791百万円（同11.9％増）となりました。

[その他]

その他事業は、総じて堅調に推移しました。この結果、売上高は51,591百万円（前期比2.7％増）、営業利益は1,993百万円（同15.1％増）となりました。

【ご参考】　（単位：億円、単位未満四捨五入）

	売上高		営業利益	
	2013年度（補正）（4月～12月）	2014年度	2013年度（補正）（4月～12月）	2014年度
ビニルアセテート	1,607	2,190 (+36.3%)	362	357 (△1.4%)
イソプレン	420	447 (+6.4%)	39	49 (+23.7%)
機能材料	388	440 (+13.6%)	11	15 (+42.3%)
繊維	347	354 (+2.1%)	21	23 (+5.8%)
トレーディング	809	911 (+12.7%)	25	28 (+11.9%)
その他	502	516 (+2.7%)	17	20 (+15.1%)
消去または全社	△673	△744 (-)	△93	△89 (-)
合計	3,399	4,114 (+21.0%)	383	403 (+5.4%)

(注)2013年度（補正）の数値は監査を受けていません。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の主なものは、次のとおりです。

①当期中に完成した主要設備

・当社

偏光フィルム向け光学用ポバールフィルム生産設備（年産3,200万㎡）の増設（ビニルアセテート事業）

②当期継続中の主要設備の新設、拡充

・Kuraray America, Inc.

ポバール樹脂生産設備の新設（ビニルアセテート事業）

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき重要な事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社はビニルアセテート事業の強化を図るため、2014年6月1日付で、E. I. du Pont de Nemours and Companyより、同社グループのビニルアセテート関連事業を譲り受けました。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき重要な事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき重要な事項はありません。

(7) 資金調達の状況

特記すべき重要な事項はありません。

(8) クラレグループが対処すべき課題

当社は、グループが目指すべき長期的な方向性を示す「長期企業ビジョン」を踏まえ、「世界に存在感を示す高収益スペシャリティ化学企業」の実現を目指しております。

その達成に向け、2012年度より中期経営計画「GS－Ⅲ」に取り組み、「コア事業の地域・分野拡大」と「新事業の創出・拡大」を最重点課題とし、E. I. du Pont de Nemours and Companyからのビニルアセテート関連事業の譲受をはじめとする種々の施策を実施してまいりました。これらにより、さらなる事業拡大および高収益を目指す基盤が整ったと認識しています。そこで当社グループは、2015年度よりスタートした3ヵ年の新中期経営計画「GS－STEP」の最終年度である2017年度の目標として、売上高6,500億円、営業利益900億円、営業利益率13.8%、1株当たり当期純利益163円を掲げました。

「GS－STEP」では、経営戦略に基づく諸施策を着実に実施し、高収益を実現することが課題となります。具体的には、スペシャリティ化学の真髄である高付加価値製品の拡大、新銘柄の開発や銘柄構成の最適化による収益力の向上、品質向上および抜本的なコストダウンを図るためのプロセス改良や新プロセスの確立、サプライチェーンマネージメントの強化などにより競争力を強化し、高収益を実現します。

「GS－STEP」を着実に実行することで、当社グループが「長期企業ビジョン」で掲げているありたい姿である「世界に存在感を示す高収益スペシャリティ化学企業」の実現に繋げられると考えています。

また、当社は株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営

成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益配分を行うように努めています。2012年度から2014年度の中期経営計画「GS－Ⅲ」期間中においては、連結当期純利益に対する配当性向35％以上を目標としてきました。また、2015年度から2017年度の新中期経営計画「GS－STEP」期間中においては、連結当期純利益に対する総還元性向は35%以上、1株あたり年間配当金は36円以上といたします。また、2015年度中に保有している自己株式を20百万株以上消却いたします。

(9) 財産および損益の状況の推移

区　分	2011年度 第131期	2012年度 第132期	2013年度 第133期	2014年度 (当期)第134期
売　　上　　高（百万円）	368,975	369,431	413,485	411,408
営　業　利　益（百万円）	54,733	49,197	49,545	40,298
経　常　利　益（百万円）	53,940	48,590	49,343	40,084
当 期 純 利 益（百万円）	31,469	28,798	29,390	21,296
1株当たり当期純利益（円）	90.35	82.62	83.93	60.77
総　　資　　産（百万円）	523,247	587,254	634,252	691,538
純　　資　　産（百万円）	366,314	401,307	452,459	481,826

（注）当期の連結対象期間は、海外子会社は2014年1月1日から12月31日までの12ヵ月間、国内子会社は2014年4月1日から12月31日までの9ヵ月間となっております。

(10) 主要な事業内容

ビニルアセテート	ポバール樹脂・フィルム、ＰＶＢ樹脂・フィルム、 ＥＶＯＨ樹脂・フィルムの製造、販売
イソプレン	イソプレン系化学品、ポリアミド樹脂の製造、販売
機能材料	メタクリル樹脂、メディカル関連製品、 人工皮革の製造、販売
繊維	ビニロン、不織布、面ファスナー、 ポリエステル繊維の製造、販売
トレーディング	繊維製品、樹脂、化学品の輸出入、卸売
その他	活性炭、水処理用高機能膜・システムの製造、販売、 エンジニアリング事業

(11) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
クラレトレーディング株式会社	百万円 2,200	% 100.00	繊維製品、樹脂、化学品の輸出入、卸売
クラレケミカル株式会社	百万円 600	100.00	活性炭およびその関連製品の製造、販売
株式会社倉敷国際ホテル	百万円 450	92.00	宿泊施設、飲食施設の経営
クラレノリタケデンタル株式会社	百万円 300	66.70	歯科材料の製造、販売
クラレプラスチックス株式会社	百万円 180	100.00	ゴム、化成品の成型品、樹脂コンパウンド、ラミネート製品の製造、販売
クラレエンジニアリング株式会社	百万円 150	100.00	各種プラントの設計、施工
クラレリビング株式会社	百万円 101	100.00	包装関連製品の製造、販売
クラレテクノ株式会社	百万円 100	100.00	生産付帯業務、物流サービスの受託および人材派遣・紹介業
クラレクラフレックス株式会社	百万円 100	100.00	不織布製品の製造、加工、販売
クラレファスニング株式会社	百万円 100	70.00	面ファスナーおよびその関連製品の製造、販売
Kuraray Holdings U.S.A., Inc.	千米ドル 865,031	100.00	米国子会社の持株・統括機能
Kuraray America, Inc. (注)2.	千米ドル 10,102	100.00 (100.00)	繊維製品、樹脂、化学品の輸出入、販売およびポバール樹脂、PVB樹脂・フィルム、EVOH樹脂、熱可塑性エラストマーの製造、販売
MonoSol, LLC (注)3.	千米ドル 59,050	100.00 (100.00)	産業用ポバールフィルムの製造、販売
Kuraray Europe GmbH	千ユーロ 31,189	100.00	繊維製品、化学品の輸出入、販売およびポバール樹脂、PVB樹脂・フィルムの製造、販売
EVAL Europe N.V. (注)4.	千ユーロ 29,747	100.00 (100.00)	ＥＶＯＨ樹脂の製造、販売
Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd.	千米ドル 29,775	100.00	ポバール樹脂の製造、販売
可楽麗国際貿易(上海)有限公司	千米ドル 8,000	100.00	樹脂、化学品の輸入、販売
可楽麗管理(上海)有限公司	千米ドル 3,000	100.00	中国内グループ会社へのファイナンス・間接機能提供およびクラレグループの中国事業拡大・進出検討支援
Kuraray Korea Ltd.(注)5.	百万ウォン 662	100.00	ＰＶＢフィルムの製造、販売

(注) 1.「出資比率」欄の（内書）は間接所有割合です。
(注) 2. Kuraray America, Inc.は、Kuraray Holdings U.S.A., Inc.の100%子会社です。
(注) 3. MonoSol, LLC は、Kuraray Holdings U.S.A., Inc. の 100 % 子 会 社 で あ る MonoSol Holdings, Inc.の100%子会社です。
(注) 4. EVAL Europe N.V.は、Kuraray Europe GmbHの100%子会社です。
(注) 5. 当期において、Kuraray Korea Ltd.を重要な子会社に加えました。

(12) 主要な拠点

[国内拠点]

当社　東京本社（東京都千代田区）
　　大阪本社（大阪市）
クラレトレーディング株式会社（大阪市）
クラレケミカル株式会社（大阪市）
クラレノリタケデンタル株式会社（東京都千代田区）
クラレプラスチックス株式会社（大阪市）
クラレエンジニアリング株式会社（大阪市）
クラレリビング株式会社（大阪市）
クラレテクノ株式会社（大阪市）
クラレクラフレックス株式会社（大阪市）
クラレファスニング株式会社（大阪市）

[海外拠点]

Kuraray America, Inc.（米国　テキサス）
Kuraray Europe GmbH（ドイツ　フランクフルト）
Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd.（シンガポール）
可楽麗管理（上海）有限公司（中国　上海）
Kuraray India Private Limited（インド　ニューデリー）
Kuraray South America Ltda.（ブラジル　サンパウロ）
Kuraray (Thailand) Co., Ltd.（タイ　バンコク）

[国内製造拠点]

当社　倉敷事業所（岡山県倉敷市）
　　西条事業所（愛媛県西条市）
　　岡山事業所（岡山市）
　　新潟事業所（新潟県胎内市）
　　鹿島事業所（茨城県神栖市）

[海外製造拠点]

Kuraray America, Inc.（米国　テキサス、ノースカロライナ、ウェストバージニア）
MonoSol, LLC（米国　インディアナ、英国　ウースターシャー）
Kuraray Europe GmbH（ドイツ　フランクフルト、トロイスドルフ）
EVAL Europe N.V.（ベルギー　アントワープ）
OOO TROSIFOL （ロシア　ニジニノヴゴロド）
Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd.（シンガポール）
Kuraray Korea Ltd.（韓国　蔚山）

[研究開発拠点]

当社　くらしき研究センター（岡山県倉敷市）
　　つくば研究センター（茨城県つくば市）
Kuraray Research and Technical Center U.S.A.（米国　テキサス）

(13) 従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
ビニルアセテート	3,332	+675
イソプレン	790	+30
機能材料	1,089	+15
繊維	1,008	+9
トレーディング	341	+38
その他	1,514	+7
全社（共通）	242	△8
計	8,316	+766

(14) 主要な借入先

特記すべき重要な事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　1,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数　382,863,603株
(自己株式32,283,465株を含む)

(3) 株主数　43,898名

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	出資比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,734	6.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,127	6.31
全国共済農業協同組合連合会	11,002	3.14
日本生命保険相互会社	10,448	2.98
資産管理サービス信託銀行株式会社（投信受入担保口）	7,258	2.07
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	6,104	1.74
明治安田生命保険相互会社	5,969	1.70
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE - SSD00	5,532	1.58
BNPパリバ証券株式会社	4,391	1.25
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	4,354	1.24

(注) 当社は、自己株式32,283,465株を保有していますが、上記大株主から除いています。
また、出資比率は自己株式を控除して計算しています。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員の新株予約権の保有状況

①保有する新株予約権の数

649個

②目的となる株式の種類および数

普通株式　324,500株（新株予約権1個につき500株）

③当社役員の保有状況

	名　称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	2007年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	2007年6月6日～2022年6月5日	1,318円 1円	12個	3名
	2008年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	2008年6月11日～2023年6月10日	1,264円 1円	21個	4名
	2009年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	2009年6月10日～2024年6月9日	947円 1円	39個	4名
	2010年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	2010年6月10日～2025年6月9日	1,054円 1円	38個	5名
	2010年10月発行新株予約権	2012年6月25日～2020年6月24日	無償 1,078円	174個	10名
	2011年5月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	2011年5月19日～2026年5月18日	1,174円 1円	70個	8名
	2012年5月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	2012年5月17日～2027年5月16日	1,046円 1円	72個	8名
	2013年5月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	2013年5月15日～2028年5月14日	1,482円 1円	90個	10名
	2014年5月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	2014年5月15日～2029年5月14日	1,119円 1円	99個	10名

	名　称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	保有者数
社外取締役	2009年6月発行新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2009年6月10日～ 2024年6月9日	947円 1円	2個	1名
	2010年6月発行新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2010年6月10日～ 2025年6月9日	1,054円 1円	2個	1名
	2010年10月発行新株予約権	2012年6月25日～ 2020年6月24日	無償 1,078円	20個	1名
	2011年5月発行新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2011年5月19日～ 2026年5月18日	1,174円 1円	2個	1名
	2012年5月発行新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2012年5月17日～ 2027年5月16日	1,046円 1円	2個	1名
	2013年5月発行新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2013年5月15日～ 2028年5月14日	1,482円 1円	2個	1名
	2014年5月発行新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2014年5月15日～ 2029年5月14日	1,119円 1円	4個	2名

（注）1.「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

（注）2. 株式報酬型ストックオプションの発行に際し、上記払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

（注）3. 上記には当社執行役員を兼ねている者に執行役員分として交付した新株予約権（株式報酬型ストックオプション）が含まれています。

（注）4. 監査役が保有する新株予約権はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

①発行した新株予約権の数

54個

②目的となる株式の種類および数

普通株式　　27,000株（新株予約権1個につき500株）

③当社使用人等への交付状況

	名称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	交付者数
当社執行役員	2014年5月発行新株予約権 （株式報酬型ストックオプション）	2014年5月15日～ 2029年5月14日	1,119円 1円	54個	15名

（注）1.「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

（注）2.「2014年5月発行新株予約権」の発行に際し、上記払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

（注）3. 上記には当社取締役を兼ねている者に交付した新株予約権は含まれておりません。

4. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	伊藤文大	
取締役 (代表取締役) (専務執行役員)	山下節生	当社開発・技術統括管掌、研究開発本部担当、 新事業開発本部担当
取締役 (専務執行役員)	村上敬司	当社ビニルアセテートカンパニー長
取締役 (常務執行役員)	天雲一裕	当社繊維カンパニー長、大阪本社担当
取締役 (常務執行役員)	川原崎雄一	当社経理・財務本部担当
取締役 (常務執行役員)	雪吉邦夫	当社技術本部担当、国内事業所担当
取締役 (常務執行役員)	藤井信雄	当社総務・人事本部担当、購買・物流本部担当、 アクア事業推進本部担当
取締役 (常務執行役員)	松山貞秋	当社機能材料カンパニー長
取締役 (常務執行役員)	久川和彦	当社ビニルアセテートカンパニー副カンパニー長、 ビニルアセテートカンパニーエバール事業部長
取締役 (常務執行役員)	伊藤正明	当社経営企画本部担当、CSR本部担当、 経営企画本部長
取締役	塩谷隆英	公益財団法人労働科学研究所理事長
取締役	浜口友一	株式会社IHI社外取締役、 東日本旅客鉄道株式会社社外取締役、 FPT CORPORATION, Director
常勤監査役	蜷川洋一	
常勤監査役	真鍋光昭	
監査役	藤本美枝	弁護士（ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所 外国法共同事業パートナー）
監査役	岡本吉光	
監査役	名倉三喜男	

(注) 1. 取締役のうち、塩谷隆英、浜口友一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注) 2. 監査役のうち、藤本美枝、岡本吉光、名倉三喜男の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(注) 3. 当社は、取締役塩谷隆英、浜口友一および監査役藤本美枝、岡本吉光、名倉三喜男の各氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

(注) 4. 常勤監査役真鍋光昭氏は、長年経理・財務業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

（注）5. 当社は、CSR活動の一環として、公益財団法人労働科学研究所の研究活動への支援のため、維持会費の支払いを行っていますが、当該会費の年間支払額は1百万円未満であり、塩谷隆英氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。
（注）6. 当社と東日本旅客鉄道株式会社との間には鉄道施設の撤去に関する取引がありますが、当社からの年間支払額は同社売上高の0.1%未満であり、また、当社と株式会社IHIおよびFPT CORPORATIONとの間には特別な関係はないため、浜口友一氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。
（注）7. 当社とビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所外国法共同事業との間には、特別な関係はありません。
（注）8. 監査役山田洋暉氏は、2014年6月20日開催の当社第133回定時株主総会の終結の時をもって、辞任しました。
（注）9. 取締役の地位について、2015年1月1日付にて次のとおり一部変更しました。

地　位	氏　名
取締役会長 （代表取締役）	伊　藤　文　大
取締役社長 （代表取締役）	伊　藤　正　明

(2) 役員の報酬等の総額

	支給人員	支　給　額
取　締　役 （うち社外取締役）	12名 （2名）	361百万円 （18百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	6名 （4名）	57百万円 （20百万円）

（注）1. 上記のほか、2014年4月25日開催の取締役会の決議に基づき、取締役10名に対しストックオプション報酬としての新株予約権21百万円（うち社外取締役2名 2百万円）を、また、執行役員を兼ねている取締役7名に対し、執行役員分のストックオプション報酬として新株予約権30百万円を付与しています。
（注）2. 上記の支給人員には、2014年6月20日開催の当社第133回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
（注）3. 2006年6月28日開催の当社第125回定時株主総会および2012年6月22日開催の当社第131回定時株主総会において、当社の役員報酬について次のとおり決議されています。

①取締役報酬額　年額800百万円以内
②取締役ストックオプション報酬額（①とは別枠）　年額 90百万円以内
③監査役報酬額　年額100百万円以内

(3) 当社社外役員に関する事項

①社外役員の活動状況

取締役　塩谷隆英

当事業年度開催の取締役会9回のすべてに出席し、主に経済企画庁等において培われた高い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。

取締役　浜口友一

当事業年度開催の取締役会9回のうち8回に出席し、主に企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。

監査役　藤本美枝

当事業年度開催の取締役会9回および監査役会10回のそれぞれすべてに出席し、主に長年にわたる弁護士活動における豊富な経験に基づく専門的見地からの発言を行っております。

監査役　岡本吉光

当事業年度開催の取締役会9回および監査役会10回のそれぞれすべてに出席し、主に金融機関における豊富な経験に基づく専門的見地からの発言を行っております。

監査役　名倉三喜男

2014年6月20日就任以来開催の取締役会6回および監査役会7回のそれぞれすべてに出席し、主に金融機関における豊富な経験と幅広い見識および他の企業での社外監査役としての実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。

②社外役員の責任限定に関する事項

当社定款に基づき、当社は社外役員の全員と責任限定契約を締結しております。その内容の概要は次のとおりです。

社外役員は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

③上記以外に記載すべき事項

上記のほか、当社社外役員に関して、会社法施行規則第124条に基づき記載すべき事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 当事業年度末における当社会計監査人

あらた監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

あらた監査法人に対する当事業年度に係る会計監査人報酬等は次のとおりです。

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る監査報酬等の額　86百万円

②当社と当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額　110百万円

(注)当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していないので、①の金額は金融商品取引法に基づく報酬等の金額を含めております。

(3) 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち7社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査役全員が認めた場合、監査役会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任するものとします。

また、当社の会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、その解任または不再任を株主総会の目的とするよう、取締役会は監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、必要な決定を行うものとします。

(5) 上記以外に記載すべき事項

上記のほか、当社会計監査人に関して、会社法施行規則第126条に基づいて記載すべき事項はありません。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループは、内部統制を整備し運用することが経営上の重要な課題であると認識し、取締役会で内部統制の整備の基本方針を決定し、取締役の監督の下で、金融商品取引法に対応する内部統制評価整備を始めとして、社内体制の整備を行っております。その基本方針の概要は以下のとおりです。

(法令遵守およびリスク管理)

・法令等遵守に関する方針を決定・周知し、コンプライアンス管理部署やCSR委員会を設けて、企業グループとしての統合的なリスク管理体制を整備する。
・財務報告の適正を確保するため、企業グループとしての運営基準・規定等を定めるなど、財務報告に係る内部統制を整備する。

(効率的な職務執行および情報の保存管理)

・取締役会および経営会議等への付議・報告を通じて経営方針を徹底し、中期計画や年度計画を通じた業績管理を適切に行う。
・事業運営の権限と責任を担うカンパニー、および本社・研究所・事業所等の職能組織を通じて効率的な業務運営を図る。
・主要会議の議事録・資料と執行に係る情報・報告書等については、社内管理規定に従い適切に保存管理する。

(企業集団の内部統制)

・中期計画や年度計画を通じてグループ運営方針を決定し、グループ会社を統括管理する部署を設けて適正かつ効率的に企業グループとしての業務運営を行う。

(監査役の実効的な職務執行を確保するための体制)

・監査役が取締役の職務執行状況を実効的に監査するため、監査役の指揮命令により監査を補助する専任の監査役スタッフを配置する。
・代表取締役は監査役と定期的な会合を持つほか、監査役が外部専門家および内部監査組織と連携できる環境を整備する。
・取締役および従業員は監査役の求めに応じて会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況を報告する。

(モニタリング)

・社長に直属した内部監査組織である業務監査室が、企業グループの内部監査を行う。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。たとえば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まってきています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行ったりするための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、および当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行っております。これらの取組みは、上記(1)の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

①中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社が目指すべき長期的な方向性を示す「長期企業ビジョン」の実現に向けて、2012年度から2014年度の3ヵ年計画として中期経営計画「GS-Ⅲ」に取り組み、技術革新、地域拡大、外部資源活用、グローバル経営基盤強化および環境対応を主要な経営戦略とし、次なる成長のステージへ飛躍するための諸施策を実施してきました。

②コーポレート・ガバナンス体制の構築

当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記(1)に記載の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下の諸施策の実施を通じてコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

(ⅰ)社外取締役による経営監督機能の強化および執行役員制度による経営の意思決定と業務執行責任の分離

(ⅱ)社外監査役による監査機能の充実

(ⅲ)社外有識者による社長の業務執行に対する助言を目的とした経営諮問会議の設置

③株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益配分を行うよう努めています。

なお、当社は中期経営計画「GS-Ⅲ」の実施期間において、連結当期純利益に対する配当性向35%以上を継続してきました。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2012年6月22日開催の当社第131回定時株主総会の承認を得て、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。

本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます。）では、当社株式の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。）を行う大量買付者には大量買付行為を行う前に、大量買付行為に対する皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を提供していただくこととしております。当社取締役会は、当該情報に基づき所定の評価期間内に大量買付行為に対する意見を取りまとめ、株主の皆様に公表するとともに、必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議し、株主の皆様に対する代替案の策定等を行います。

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行おうとする場合には、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、新株予約権の無償割当てによる対抗措置を発動することができるものとします。他方、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合には、当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合を除き、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、社外取締役および社外監査役で構成される特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、特別委員会の勧告または当社取締役会の判断に基づき対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

なお、本プランの有効期間は、2012年6月22日開催の当社第131回定時株主総会の終了時から2015年に開催される当社第134回定時株主総会の終結時までです。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的として、上記(2)の取組みを行っております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株式の大量買付けは困難になるものと考えられます。したがいまして、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

上記(3)の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者、および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行いまたは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、上記(3)の取組みは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されたものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視、合理的な客観的要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものです。

したがいまして、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以　上

※当社は、2015年2月24日開催の取締役会において、同年3月27日開催予定の当社第134回定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、上記定時株主総会の終結時に有効期間が満了する本プランに替えて、「当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「新プラン」といいます。）を新たに導入することを決議しております。新プランの詳細につきましては、後記の株主総会参考書類の「第4号議案　当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）承認の件」をご参照ください。

(注)本事業報告に記載の＜＞を付した名称は、クラレグループ製品の商標です。

連結貸借対照表　(2014年12月31日現在)

(百万円未満切捨表示)

科　　目	前連結会計年度(ご参考) (2014.3.31現在)	当連結会計年度 (2014.12.31現在)	増減（ご参考）
(資　　産)			
流動資産	**302,402**百万円	**269,200**百万円	**△33,202**百万円
現金及び預金	49,746	33,939	△15,807
受取手形及び売掛金	91,119	104,988	13,868
有価証券	58,301	2,504	△55,797
商品及び製品	60,984	74,201	13,217
仕掛品	11,992	13,788	1,795
原材料及び貯蔵品	15,658	19,107	3,448
繰延税金資産	5,889	4,694	△1,194
その他	9,175	16,546	7,371
貸倒引当金	△465	△571	△105
固定資産	**331,849**	**422,338**	**90,488**
有形固定資産	222,219	262,388	40,168
建物及び構築物	44,707	52,729	8,021
機械装置及び運搬具	91,921	120,298	28,376
土地	21,481	21,999	518
建設仮勘定	59,139	62,590	3,451
その他	4,970	4,770	△199
無形固定資産	57,198	88,840	31,642
のれん	26,598	31,217	4,619
顧客関係資産	20,065	34,745	14,679
その他	10,534	22,877	12,343
投資その他の資産	52,431	71,108	18,677
投資有価証券	39,285	54,342	15,057
長期貸付金	297	302	5
退職給付に係る資産	2,031	816	△1,215
繰延税金資産	6,260	8,701	2,441
その他	4,604	6,993	2,388
貸倒引当金	△47	△48	△0
資産合計	**634,252**	**691,538**	**57,286**

（百万円未満切捨表示）

科　　目	前連結会計年度(ご参考) (2014.3.31現在)	当連結会計年度 (2014.12.31現在)	増減（ご参考）
（負　　債）			
流動負債	**89,145**百万円	**109,936**百万円	**20,790**百万円
支払手形及び買掛金	35,393	43,027	7,634
短期借入金	13,143	12,087	△1,056
コマーシャル・ペーパー	―	10,000	10,000
未払費用	8,073	7,957	△116
未払法人税等	7,272	2,575	△4,696
賞与引当金	6,931	4,957	△1,973
その他の引当金	51	19	△32
その他	18,280	29,311	11,031
固定負債	**92,647**	**99,775**	**7,128**
社債	10,000	10,000	―
長期借入金	42,187	42,326	138
繰延税金負債	18,343	20,526	2,182
役員退職慰労引当金	161	175	13
環境対策引当金	886	852	△33
退職給付に係る負債	5,448	10,053	4,605
資産除去債務	2,656	3,500	843
その他	12,962	12,341	△621
負債合計	**181,793**	**209,712**	**27,918**
（純　資　産）			
株主資本	**417,293**	**423,588**	**6,294**
資本金	88,955	88,955	―
資本剰余金	87,147	87,181	33
利益剰余金	279,616	285,561	5,945
自己株式	△38,425	△38,110	315
その他の包括利益累計額	**28,541**	**51,172**	**22,631**
その他有価証券評価差額金	6,944	9,276	2,332
繰延ヘッジ損益	△4	65	69
為替換算調整勘定	27,025	46,899	19,874
退職給付に係る調整累計額	△5,424	△5,069	355
新株予約権	**1,005**	**977**	**△27**
少数株主持分	**5,618**	**6,087**	**469**
純資産合計	**452,459**	**481,826**	**29,367**
負債純資産合計	**634,252**	**691,538**	**57,286**

連結損益計算書　（2014年4月1日から 2014年12月31日まで）

（百万円未満切捨表示）

科目	前連結会計年度（ご参考） (2013.4.1～2014.3.31)	当連結会計年度 (2014.4.1～2014.12.31)
売上高	413,485百万円	411,408百万円
売上原価	286,179	294,261
売上総利益	127,306	117,147
販売費及び一般管理費	77,760	76,848
営業利益	**49,545**	**40,298**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,020	1,932
持分法による投資利益	1	1
その他	1,215	996
営業外収益合計	4,236	2,930
営業外費用		
支払利息	936	251
その他	3,501	2,892
営業外費用合計	4,438	3,143
経常利益	**49,343**	**40,084**
特別利益		
子会社清算益	－	695
特別利益合計	－	695
特別損失		
事業譲渡損	－	5,698
買収関連費用	2,174	2,125
退職給付費用	－	622
固定資産廃棄損	621	345
減損損失	118	277
投資有価証券評価損	－	177
操業休止関連費用	829	－
特別損失合計	3,744	9,247
税金等調整前当期純利益	**45,598**	**31,533**
法人税、住民税及び事業税	16,292	10,704
法人税等調整額	△519	△1,073
法人税等合計	15,772	9,631
少数株主損益調整前当期純利益	**29,826**	**21,902**
少数株主利益	435	605
当期純利益	**29,390**	**21,296**

連結株主資本等変動計算書　（2014年4月1日から2014年12月31日まで）

単位：百万円　（百万円未満切捨表示）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	88,955	87,147	279,616	△38,425	417,293
会計方針の変更による累積的影響額			△2,712		△2,712
会計方針の変更を反映した当期首残高	88,955	87,147	276,903	△38,425	414,580
当期変動額					
剰余金の配当			△12,613		△12,613
当期純利益			21,296		21,296
連結除外による変動額			△24		△24
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		33		323	356
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	33	8,658	315	9,007
当期末残高	88,955	87,181	285,561	△38,110	423,588

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,944	△4	27,025	△5,424	28,541	1,005	5,618	452,459
会計方針の変更による累積的影響額					－			△2,712
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,944	△4	27,025	△5,424	28,541	1,005	5,618	449,746
当期変動額								
剰余金の配当					－			△12,613
当期純利益					－			21,296
連結除外による変動額					－			△24
自己株式の取得					－			△7
自己株式の処分					－			356
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,332	69	19,874	355	22,631	△27	469	23,072
当期変動額合計	2,332	69	19,874	355	22,631	△27	469	32,080
当期末残高	9,276	65	46,899	△5,069	51,172	977	6,087	481,826

（ご参考）連結海外売上高

(1) 当連結会計年度（2014年4月1日～2014年12月31日）

単位：百万円(百万円未満切捨表示)

	米　国	中　国	欧　州	アジア	その他	計
Ⅰ. 海外売上高	59,476	42,453	97,236	57,326	17,001	273,494
Ⅱ. 連結売上高	―	―	―	―	―	411,408
Ⅲ. 連結売上高に占める海外売上高の割合	14.5%	10.3%	23.6%	13.9%	4.1%	66.5%

(2) 前連結会計年度（2013年4月1日～2014年3月31日）

単位：百万円(百万円未満切捨表示)

	米　国	中　国	欧　州	アジア	その他	計
Ⅰ. 海外売上高	38,315	37,525	81,309	56,545	13,285	226,981
Ⅱ. 連結売上高	―	―	―	―	―	413,485
Ⅲ. 連結売上高に占める海外売上高の割合	9.3%	9.1%	19.7%	13.7%	3.2%	54.9%

(注)1. 国または地域は、地理的近接度により米国、中国、欧州、アジア、その他に区分しています。

(注)2. 連結海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

(注)3. 当期の連結業績は決算日変更により、当社ならびに3月決算であった子会社は2014年4月1日から2014年12月31日の9ヵ月間を、12月決算の子会社は2014年1月1日から2014年12月31日の12ヵ月間を連結対象期間としています。
ご参考までに前期の数値も記載しておりますが、当期の数値とは対象期間が異なります。

貸借対照表　(2014年12月31日現在)

(百万円未満切捨表示)

資産の部		負債の部	
流動資産	**211,944**百万円	**流動負債**	**122,889**百万円
現金及び預金	26,608	支払手形	1,640
受取手形	2,408	買掛金	19,904
売掛金	53,034	短期借入金	10,600
有価証券	2,504	コマーシャル・ペーパー	10,000
商品及び製品	23,861	リース債務	313
仕掛品	8,464	未払金	10,244
原材料及び貯蔵品	9,260	未払費用	2,565
繰延税金資産	1,383	未払法人税等	1,656
短期貸付金	76,773	預り金	63,453
未収入金	5,998	賞与引当金	2,163
その他	1,937	その他	347
貸倒引当金	△291	**固定負債**	**56,448**
		社債	10,000
		長期借入金	42,000
		リース債務	1,483
固定資産	**298,431**	退職給付引当金	57
		環境対策引当金	844
有形固定資産	108,223	資産除去債務	1,265
建物	31,426	その他	797
構築物	6,155	**負債合計**	**179,338**
機械装置	49,979	**純資産の部**	
車両運搬具	42	**株主資本**	**320,859**百万円
工具器具備品	1,150	資本金	88,955
土地	8,686	資本剰余金	87,132
リース資産	1,699	資本準備金	87,098
建設仮勘定	9,083	その他資本剰余金	33
無形固定資産	1,827	利益剰余金	182,882
ソフトウエア	751	利益準備金	6,569
施設利用権	89	その他利益剰余金	176,312
リース資産	0	特別償却積立金	626
ソフトウエア仮勘定	986	圧縮記帳積立金	2,834
投資その他の資産	188,379	別途積立金	85,000
投資有価証券	37,746	繰越利益剰余金	87,851
関係会社株式	131,429	自己株式	△38,110
出資金	246	**評価・換算差額等**	**9,199**
長期貸付金	6,979	その他有価証券評価差額金	9,190
繰延税金資産	2,950	繰延ヘッジ損益	9
前払年金費用	4,136	**新株予約権**	**977**
その他	5,013	新株予約権	977
貸倒引当金	△121	**純資産合計**	**331,036**
資産合計	**510,375**	**負債純資産合計**	**510,375**

損益計算書　（2014年4月1日から 2014年12月31日まで）

（百万円未満切捨表示）

売上高		165,931百万円
売上原価		109,819
売上総利益		56,111
販売費及び一般管理費		29,488
営業利益		**26,623**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,373百万円	
その他	1,673	5,046
営業外費用		
支払利息	609	
その他	2,930	3,540
経常利益		**28,130**
特別損失		
事業譲渡損	5,698	
関係会社株式評価損	1,129	
買収関連費用	1,049	
固定資産廃棄損	345	
投資有価証券評価損	177	8,400
税引前当期純利益		**19,729**
法人税、住民税及び事業税	6,251	
法人税等調整額	△1,153	5,098
当期純利益		**14,631**

株主資本等変動計算書　（2014年4月1日から2014年12月31日まで）

単位:百万円　（百万円未満切捨表示）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	88,955	87,098	－	87,098
会計方針の変更による累積的影響額				－
会計方針の変更を反映した当期首残高	88,955	87,098	－	87,098
当期変動額				
剰余金の配当				－
当期純利益				－
特別償却積立金の取崩				－
圧縮記帳積立金の取崩				－
自己株式の取得				－
自己株式の処分			33	33
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－
当期変動額合計	－	－	33	33
当期末残高	88,955	87,098	33	87,132

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
		特別償却積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	6,569	767	2,963	85,000	88,276	183,577	△38,425	321,205
会計方針の変更による累積的影響額					△2,712	△2,712		△2,712
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,569	767	2,963	85,000	85,563	180,864	△38,425	318,492
当期変動額								
剰余金の配当					△12,613	△12,613		△12,613
当期純利益					14,631	14,631		14,631
特別償却積立金の取崩		△141			141	－		－
圧縮記帳積立金の取崩			△129		129	－		－
自己株式の取得						－	△7	△7
自己株式の処分						－	323	356
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						－		－
当期変動額合計	－	△141	△129	－	2,288	2,017	315	2,366
当期末残高	6,569	626	2,834	85,000	87,851	182,882	△38,110	320,859

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,873	0	6,874	1,005	329,086
会計方針の変更による累積的影響額			－		△2,712
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,873	0	6,874	1,005	326,373
当期変動額					
剰余金の配当			－		△12,613
当期純利益			－		14,631
特別償却積立金の取崩			－		－
圧縮記帳積立金の取崩			－		－
自己株式の取得			－		△7
自己株式の処分			－		356
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,316	9	2,325	△27	2,297
当期変動額合計	2,316	9	2,325	△27	4,663
当期末残高	9,190	9	9,199	977	331,036

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2015年2月20日

株式会社クラレ
取 締 役 会　御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小　林　昭　夫　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　塩　谷　岳　志　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラレの2014年4月1日から2014年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2015年2月20日

株式会社クラレ
取 締 役 会　御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小　林　昭　夫　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　塩　谷　岳　志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラレの2014年4月1日から2014年12月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2014年4月1日から2014年12月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあらた監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みの内容の概要についても検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28

日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年2月24日

株式会社クラレ 監査役会

常勤監査役　蜷　川　洋　一　㊞

常勤監査役　真　鍋　光　昭　㊞

社外監査役　藤　本　美　枝　㊞

社外監査役　岡　本　吉　光　㊞

社外監査役　名　倉　三　喜　男　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付けて、「長期企業ビジョン」で描いた世界に存在感を示す高収益スペシャリティ化学企業の実現に向け、中期経営計画「GS－Ⅲ」（2012年度～2014年度）を実施してきました。この期間における利益配分は、連結当期純利益に対する配当性向35％以上を目標とし、中長期的視点から、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてきました。この方針の下、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

これにより、中間配当金と合計した当期の配当金は、1株につき27円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式1株につき金9円　総額3,155,221,242円

(3) 配当の効力発生日（支払開始日）
　　2015年3月30日

第2号議案　取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴ならびに当社取締役であるときの地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	伊藤文大（いとうふみお） 1947年8月2日生	1971年4月　当社入社 2003年6月　当社執行役員 2004年6月　当社上席執行役員 2006年6月　当社常務取締役 2008年4月　当社代表取締役社長 2015年1月　当社代表取締役会長（現任）	44,800株
2	伊藤正明（いとうまさあき） 1957年6月23日生	1980年4月　当社入社 2010年4月　当社化学品カンパニー メタアクリル事業部長 2012年6月　当社執行役員 2013年4月　当社機能材料カンパニー 副カンパニー長 2013年6月　当社常務執行役員 2014年4月　当社経営企画本部担当、CSR本部担当、経営企画本部長 2014年6月　当社取締役・常務執行役員 2015年1月　当社代表取締役社長（現任）	10,700株
3	山下節生（やましたせつお） 1950年2月3日生	1975年4月　当社入社 2009年6月　当社執行役員 2010年6月　当社取締役・執行役員 2011年6月　当社取締役・常務執行役員 2012年4月　当社開発・技術統括管掌(現任)、新事業開発本部担当（現任） 2012年6月　当社代表取締役・専務執行役員（現任） 2013年4月　当社研究開発本部担当（現任）	16,400株

候補者番号	氏　名 生年月日	略歴ならびに当社取締役であるときの地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	藤井信雄（ふじいのぶお） 1950年11月29日生	1975年4月　当社入社 2008年4月　当社化成品・メディカルカンパニー ジェネスタ事業部長 2010年6月　当社執行役員 2012年4月　当社総務・人事本部担当、購買・物流本部担当、海外事業統括本部担当、海外事業所担当、購買・物流本部長 2012年6月　当社常務執行役員 2013年4月　当社アクア事業推進本部担当（現任） 2013年6月　当社取締役・常務執行役員（現任） 2015年1月　当社管理部門担当（現任）	12,800株
5	天雲一裕（てんくもかずひろ） 1951年9月3日生	1974年4月　当社入社 2005年4月　当社繊維部門 繊維資材カンパニー長 2007年6月　当社執行役員 2010年4月　当社繊維カンパニー長(現任) 2010年6月　当社取締役・常務執行役員(現任) 2011年10月　当社大阪本社担当(現任)	24,100株
6	雪吉邦夫（ゆきよしくにお） 1951年5月2日生	1975年4月　当社入社 2010年4月　当社倉敷事業所長 2010年6月　当社執行役員 2012年4月　当社技術本部担当(現任)、国内事業所担当(現任)、技術本部長 2012年6月　当社取締役・常務執行役員(現任)	16,800株
7	松山貞秋（まつやまさだあき） 1950年10月18日生	1975年4月　当社入社 2009年4月　当社化成品・メディカルカンパニー メディカル事業部長 2010年6月　当社執行役員 2012年4月　クラレノリタケデンタル株式会社代表取締役社長 2012年6月　当社常務執行役員 2013年4月　当社機能材料カンパニー長（現任）、機能材料カンパニー メディカル事業部長 2013年6月　当社取締役・常務執行役員（現任）	6,500株

候補者番号	氏　名 生年月日	略歴ならびに当社取締役であるときの地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	久川和彦（くがわかずひこ） 1954年1月22日生	1976年4月 当社入社 2010年4月 当社樹脂カンパニー エバール事業部長 2012年6月 当社執行役員 2013年4月 当社ビニルアセテートカンパニー 副カンパニー長 2013年6月 当社常務執行役員 2014年6月 当社取締役・常務執行役員（現任） 2015年1月 当社ビニルアセテート樹脂カンパニー長（現任）	5,200株
※9	古宮行淳（こみやゆきあつ） 1955年4月21日生	1984年4月 当社入社 2011年7月 当社鹿島事業所長 2012年6月 当社執行役員 2013年4月 当社イソプレンカンパニー イソプレンケミカル事業部長 2014年4月 当社イソプレンカンパニー長（現任） 2014年6月 当社常務執行役員（現任）	8,000株
※10	早瀬博章（はやせひろあや） 1956年2月28日生	1980年4月 当社入社 2012年4月 当社樹脂カンパニー ポバール樹脂事業部長 2012年6月 当社執行役員 2013年4月 当社ビニルアセテートカンパニー ポバール樹脂事業部長、生産技術統括本部長 2014年6月 当社常務執行役員（現任） 2015年1月 当社ビニルアセテートフィルムカンパニー長（現任）	3,500株
11	塩谷隆英（しおやたかふさ） 1941年5月13日生	1966年4月 経済企画庁入庁 1990年7月 経済企画庁長官官房秘書課長 1993年6月 経済企画庁国民生活局審議官 1997年7月 経済企画庁調整局長 1998年6月 経済企画事務次官 2000年2月 総合研究開発機構(NIRA)理事長 2008年6月 当社取締役(現任)、財団法人経済調査会会長 （重要な兼職の状況） 公益財団法人労働科学研究所理事長	5,600株

候補者番号	氏　　名 生年月日	略歴ならびに当社取締役であるときの地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
12	はま　ぐち　とも　かず 浜 口 友 一 1944年4月20日生	1967年4月 日本電信電話公社入社 1995年6月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）取締役 1997年6月 同社常務取締役 2001年6月 同社代表取締役副社長 2003年6月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社取締役相談役 2009年6月 同社相談役 2013年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社IHI社外取締役 東日本旅客鉄道株式会社社外取締役 FPT CORPORATION, Director	1,200株

（注）1. ※印は新任の取締役候補者です。

（注）2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注）3. 塩谷隆英および浜口友一の両氏は、社外取締役の候補者です。

（注）4. 社外取締役候補者に関する事項

(1) 社外取締役候補者の選任理由

①塩谷隆英氏を社外取締役候補者とした理由は、経済企画庁等における経済行政などの豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から当社の経営に有用な意見・提言をいただくことができると判断したためです。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により当社の経営に対し的確な助言をいただけるなど、社外取締役としての職務を適切に執行できるものと判断しました。なお、当社は、CSR活動の一環として、公益財団法人労働科学研究所の研究活動への支援のため、維持会費の支払いを行っていますが、当該会費の年間支払額は1百万円未満であり、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。

②浜口友一氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に資する有用な意見・提言をいただくことができると判断したためです。なお、当社と東日本旅客鉄道株式会社との間には鉄道施設の撤去に関する取引がありますが、当社からの年間支払額は同社売上高の0.1%未満であり、また、当社と株式会社IHIおよびFPT CORPORATIONとの間には特別な関係はないため、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。

(2) 責任限定契約について
塩谷隆英および浜口友一の各氏と当社とは会社法第423条第1項の賠償責任に関して法定の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は同契約を継続する予定です。
(3) 社外取締役在任期間について
①塩谷隆英氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年9ヵ月となります。
②浜口友一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年9ヵ月となります。
(4) 上記のほか、社外取締役候補者に関して会社法施行規則第74条第4項に基づいて記載すべき事項はありません。

(注) 5. 当社は、塩谷隆英および浜口友一の両氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。

第3号議案　監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役　真鍋光昭氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏　　名 生年月日	略歴ならびに当社監査役であるときの地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
村上（むらかみ）敬司（けいじ） 1950年11月22日生	1973年4月 当社入社 2006年6月 当社執行役員 2010年4月 当社樹脂カンパニー長 2010年6月 当社取締役・常務執行役員 2013年4月 当社ビニルアセテートカンパニー長 2013年6月 当社取締役・専務執行役員（現任） 2015年1月 当社社長補佐（現任）	18,800株

（注）1. 村上敬司氏は新任の監査役候補者です。

（注）2. 村上敬司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案　当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）承認の件

当社は、2012年6月22日開催の当社第131回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（以下「原プラン」といいます。）を導入することにつき、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

その後引き続き、当社は、金融商品取引法および関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、2015年2月24日開催の当社取締役会において、本総会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて、原プランの内容を一部変更した「当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を新たに導入することを決定いたしました。

本プランは、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることをもって効力を生じるものとしております。そこで、本プランの導入についてご承認をお願いするものです。

なお、本プランの導入にあたり、大量買付ルール（下記Ⅲ.2.(2)(ⅰ)において定義されます。）の迅速な運用が確保されるよう、取締役会が大量買付者（下記Ⅲ.1.において定義されます。）に対して情報提供を求める期間の上限を原則として60営業日としたこと、および取締役会が特別委員会の勧告に基づき対抗措置の発動を決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表する旨を明記したことを除き、原プランの内容から実質的な変更はありません。

基本方針および本プランの内容は下記のとおりです。

記

Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

昨今、日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。例えば、株式の持合いの解消が進み、会社は株主のものとする考え方や株主の声に配慮した経営が

一層浸透する一方で、企業買収に対する株式市場、企業社会の理解も深まってきています。こうした中で、企業買収の対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。もとより、当社は、このような敵対的な株式の大量買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する場合もあると認識しております。そして、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の株式の買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には、個々の株主の皆様によってなされるべきであると考えております。

しかしながら、上記のような一方的な株式の大量買付けの中には、株主の皆様に対して当該大量買付けに関する十分な情報が提供されず、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大量買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行ったりするための十分な時間が確保されないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう株式の大量買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、および当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ．基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上のための様々な取組みを行っており、また、引き続き行ってまいります。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組

みは、上記Ⅰ.に記載の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資するものであると考えております。

1.　中期経営計画に沿った事業の強化・拡大

当社のコア・コンピタンス（中核的な競争優位性）は、高分子化学、合成化学および繊維工学ならびにそれらの周辺領域における独創性の高い技術力と、これを市場のニーズにマッチさせるためのアプリケーション開発力にあります。当社は、創業以来の企業文化である「世のため人のため、他人のやれないことをやる」に表される、事業を通じて社会に貢献する姿勢と、常に先駆者たらんとする進取の気性を精神的支柱として、酢酸ビニル系・イソプレン系のコア事業を中心に、機能性樹脂・フィルム、化学品、合成繊維、人工皮革、メディカル製品、環境関連製品等、多くの事業分野で世界市場をリードするユニークな製品群を継続的に生み出してまいりました。また、独自技術の開発や先駆的事業の立上げには、長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独自性の高い技術・ノウハウの蓄積、粘り強い開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、他社の追随を許さないものであり、当社の競争優位性をさらに向上させております。こうした当社独自のコア・コンピタンスは、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。

これらのコア・コンピタンスを最大限に発現させ、当社の企業価値・株主共同の利益の向上に結び付けるためには、中長期的な視点で研究開発・市場開拓に努め、市場動向を見極めたタイムリーな施策により持続的な成長を実現していく必要があると考えます。

このことから、当社は、1984年以降、中期経営計画の策定・実施を通じた事業の強化・拡大に取り組んでまいりました。

最近では、当社が目指すべき長期的な方向性を示す「長期企業ビジョン」の実現に向けて、2012年度～2014年度の3ヵ年計画として中期経営計画「GS－Ⅲ」に取り組み、「コア事業の地域拡大」と「新事業の創出・拡大」を最重点課題として以下の諸施策を実施してまいりました。これら諸施策の実施により、さらなる事業拡大および高収益を目指す基盤が整ったと認識しています。

① コア事業の地域・分野拡大

■酢ビ系事業の世界4極展開：買収および生産拠点構築

- ●欧州ポバール増強投資、北米ポバール新プラント投資
- ●北米<エバール>増強投資
- ●日本での光学用ポバールフィルム増強投資
- ●欧州PVBフィルム増強投資
- ●水溶性ポバールフィルム「モノソル社」買収および増強投資
- ●デュポン社ビニルアセテート関連事業（GLS）買収【生産拠点:米州、欧州、アジア】

■イソプレン系事業のグローバル拡大

- ●イソプレン、<ジェネスタ>海外プラント新設のFS開始

■事業分野の拡大

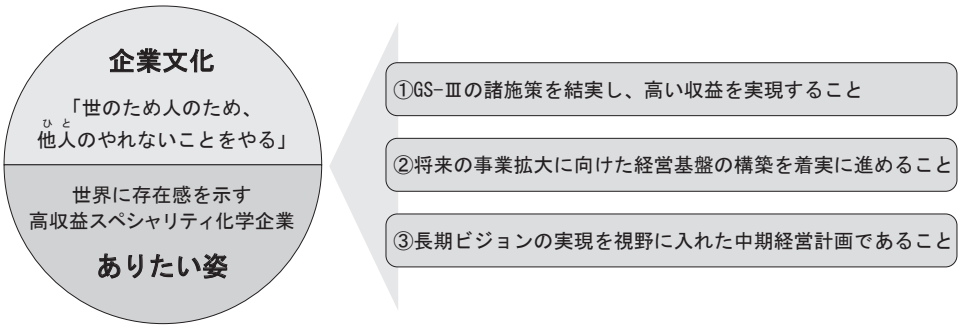
- ●(株)ノリタケデンタルサプライ統合による歯科材料事業の拡大

② 新事業の創出・拡大

- ●LED向け<ジェネスタ>新グレード上市
- ●新規ファルネセン系液状ゴム（LFR）顧客評価進展
- ●高速伝送回路向けLCPフィルム<ベクスター>増強投資
- ●LiB負極材用<バイオカーボトロン>新設投資
- ●超防湿バリア材Vitriflex社への出資

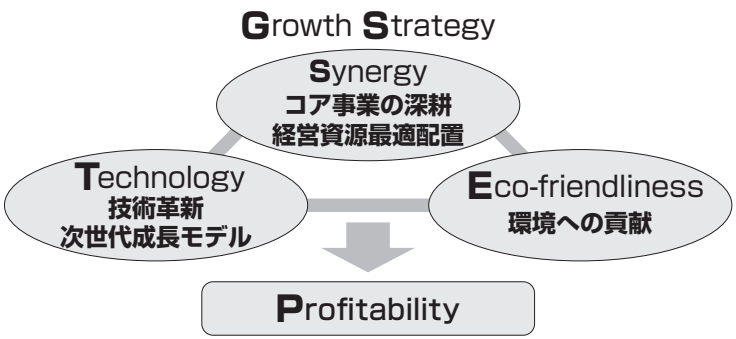
(1) 新中期経営計画「GS－STEP」による企業価値向上に向けた取組み

当社は、2015年度より、「長期企業ビジョン」で掲げた「世界に存在感を示す高収益スペシャリティ化学企業」を実現するための3ヵ年（2015年度～2017年度）の実行計画として、新中期経営計画「GS－STEP」をスタートさせています。新中期経営計画「GS－STEP」においては、前中期経営計画「GS－Ⅲ」期間に実施した様々な施策の成果を結実させること、ならびに、事業拡大に向けた経営基盤の構築を確実に進めることにより、高収益を実現し、さらなる成長に向けて諸々の戦略を実行してまいります。



(2) 新中期経営計画「GS－STEP」の主要経営戦略

新中期経営計画は、「長期ビジョン」の実現に繋がる着実な歩みとなるアクションプランを策定したという意図で、「GS－STEP」と名付けました。また、「GS－STEP」は、Growth Strategy with Synergy, Technology, Eco-friendliness and Profitabilityと表記することで、「GS－STEP」の経営戦略も表しています。



コア事業の深耕	▶ ビニルアセテート：M&Aなど投資効果を結実させる ▶ イソプレン：次なる成長に向けた布石を打つ
技術革新	▶ 新製品・新用途・新プロセスを確立する ▶ 新事業を創出する
次世代成長モデル	▶ アライアンス・M&Aにより新領域を獲得する ▶ 革新的なビジネスモデルを確立する
経営資源最適配置	▶ グローバルで経営資源を最適配置する ▶ 海外人材を積極活用する
環境への貢献	▶ 地球環境に貢献する製品を拡大する ▶ 環境負荷を低減したプロセスで製造する

(3) 業績目標

新中期経営計画では、最終年度である2017年度に売上高6,500億円、営業利益900億円を目指します。

＜業績目標＞

	2014年度※ （補正見通し）	2017年度目標 （GS－STEP）
売上高	5,150億円	6,500億円
営業利益	540億円	900億円

※「GS－STEP」との比較のため、2014年度は2014年4月から2015年3月までの12ヵ月間に補正した業績見通しとしています。

(4) 高収益の実現

当社は、新中期経営計画における最重点課題は、競争力強化につながる諸施策を着実に実施し、高収益を実現することだと考えております。高収益を目指す指標として、売上高営業利益率と1株当たり純利益を重視し、2017年度に売上高営業利益率13.8%、1株当たり純利益163円を目標とします。

●競争力の強化	●売上高営業利益率の向上	●一株当たり純利益の向上
・高付加価値製品の拡大	2017年度目標：13.8%	17年度目標：163円
・新銘柄開発、銘柄構成の最適化	⬆ +3.3%	⬆ +74円
・品質向上、抜本的なコストダウン	2014年度見通し：10.5%	14年度見通し：89円
・サプライチェーンマネージメント	（14年4月ー15年3月）※	（14年4月ー15年3月）※

※2014年度は、2014年4月から2015年3月までの12ヵ月間に補正した業績見通しを使用し、算出したものです。

(5) 投資の考え方

投資につきましては、「GS－STEP」期間の3年間で2,000億円の設備投資を決定する計画ですが、そのうち6割の1,200億円は将来の成長のための新設、増設投資に配分します。なお、設備投資の決定と支払いにはタイムラグがありますので、この期間における設備投資の支払額は、1,700億円を見込んでおります。「GS－STEP」期間に獲得する見込みの2,200億円のキャッシュフローのうち、1,700億円はこの設備投資の支払いに充当する予定です。

株主の皆様への利益配分につきましては、「GS－STEP」期間中は、総還元性向を35%以上、1株当たり年間配当金を36円以上といたします。

また、利益配分とは別に、当社が保有している自己株式のうち、20百万株以上を2015年度中に消却いたします。

当社は獲得したキャッシュフローを安定的に株主の皆様に還元するとともに、事業に再投資することでグループ全体の持続的な成長を図り、企業価値を中長期持続的に向上させてまいります。



2.　コーポレート・ガバナンス体制の構築

以上の取組みに加えて、当社は、上記Ⅰ.に記載の基本方針の実現に資する取組みとして、当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行い、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的に企業価値・株主共同の利益を向上させ、上記Ⅰ.に記載の基本方針の実現に資するものと考えます。当社は、この認識のもとに、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

①　取締役および業務執行機関

当社は、グローバル経営基盤の強化および業容の拡大に備えるため、取締役の定員を12名とし、また、取締役の株主に対する責任を明確化するため、その任期を1年としています。また、社外取締役として2名の独立社外者を任用し、独立した第三者の立場から経営の監督機能を担っています。さらに、業績連動型報酬制度、ストックオプション制度を導入し、取締役の株主利益向上へのインセンティブを高めています。

また、当社は、取締役としての経営意思決定・監督の責任と、業務執行上の

責任とを明確に分離するため、執行役員制を導入しています。執行役員（任期1年）はカンパニー、事業部および主要職能組織の長の職位に就き、執行責任と業績に対する結果責任を負います。

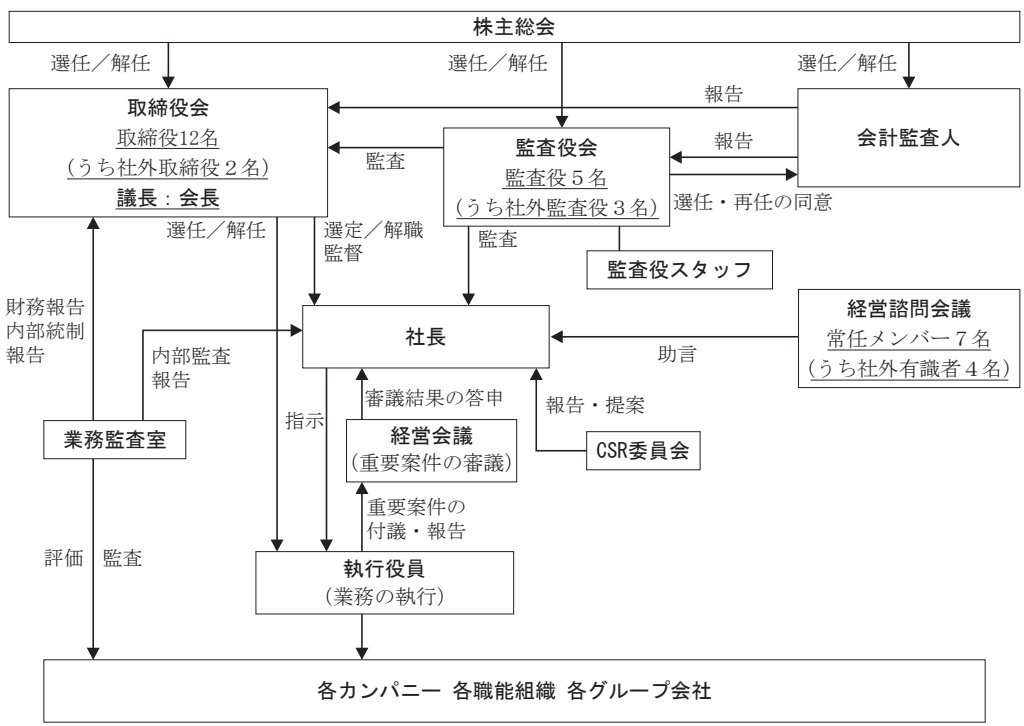
② 監査役

当社の監査役は5名とし、このうち3名は社外監査役として独立社外者を任用しています。

③ 経営諮問会議

当社は、社長の業務執行に対して、法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視点から助言することを職務とする、経営諮問会議を設置しています。

経営諮問会議の常任メンバーは7名とし、うち4名は企業経営や企業法務に豊富な経験を持つ社外有識者としています。同会議は、定期的に重要な経営方針や経営課題、社長の進退、後継者候補の選定、社長の報酬等に関し、社長に対して助言を行っています。



3.　株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるべく、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来の成長力の確保に配慮しつつ、適正な利益配分を行うよう努めています。具体的には、連結当期純利益に対する配当性向は35%以上を目標とし、持続的な業績向上を通じて、増配を実施してまいりました。1株当たりの年間配当金は、2002年度の9円から2013年度の36円（2014年度は9ヵ月決算のため27円の予定）へと拡大しました。

当社は、上記1.に記載のとおり、中期経営計画「GS－STEP」を今後3年間で実施いたします。この期間における利益配分は、連結当期純利益に対する総還元性向を35%以上、1株当たり年間配当金を36円以上といたします。今後とも、中長期的視点から、株主の皆様に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいる所存です。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1.　本プラン導入の目的

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、本プランを導入いたします。本プランの導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、上記Ⅱ.に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための様々な取組みを現に行っております。また、当社グループは、多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も酢酸ビニル系・イソプレン系のコア事業を中心として、機能性樹脂・フィルム、化学品、合成繊維、人工皮革、メディカル製品、環境関連製品等幅広い範囲に及んでおります。

したがいまして、当社が買付者から買付提案を受けた場合に、株主の皆様が、当社の行っている企業価値・株主共同の利益を向上させるための様々な取組みや個々の事業の状況を踏まえた当社の企業価値、および具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。そのため、当社は、株主の皆様がかかる買付提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、買付者から一方的に提供される情報だけでなく、現に当社の経営を担

い当社の事業および上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報ならびに当該買付提案に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がこれらの情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者の買付提案の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、買付提案の条件・方法について、買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えており、そのために必要な時間も確保されるべきであると考えます。

さらに、当社取締役会は、買付者の有する買付け後の当社の経営方針等を含め、当該買付提案の条件・方法等を評価・検討した結果、買付者の買付提案が、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様に当社の株券等の売却を事実上強要しまたは株主の皆様が当該買付提案の条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

そこで、当社取締役会は、買付者および買付提案者（併せて以下「大量買付者」といいます。）に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする買付けに関する必要な情報の提供およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付けを防止するために、本プランを導入することを決定いたしました。

本プランは、大量買付行為（下記2.(1)において定義されます。以下同じです。）を行おうとする大量買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大量買付者に対して、または、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行い、もしくは行おうとする大量買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、本プランは、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、本プランの導入は、上記Ⅰ.に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、本プランを導入するに際しては、株主の皆様のご意思を反映することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社は、本プランに関して株主の皆様のご意思を反映させるべく、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。

また、当社取締役会による本プラン導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して、当社の株式の大量買付行為に関する提案がなされている事実はありません。当社の大株主の状況につきましては、別添1をご覧ください。

2. 本プランの内容

(1) 対抗措置発動の対象となる大量買付行為

本プランにおいては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といいます。）がなされまたはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

① 当社が発行者である株券等[注1]について、保有者[注2]の株券等保有割合[注3]の合計が20%以上となる買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します（なお、証券が発行されていない株式その他の権利も含まれます。）。以下別段の定めがない限り同じです。なお、会社法、金融商品取引法およびそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用するこれらの法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

② 当社が発行者である株券等[注4]について、公開買付け[注5]に係る株券等の株券等所有割合[注6]およびその特別関係者[注7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 大量買付者に対する情報提供の要求

（ⅰ）意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行う場合には、当社取締役会が予め承認した場合を除き、まず、その実施に先立ち、当社に対して、当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます。）を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

① 大量買付者の氏名または名称および住所または所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的および事業の内容ならびに大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要

② 大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数ならびに大量買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡または重要提案行為等[注8]を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します（なお、証券が発行されていない株式その他の権利も含まれます。）。以下②において同じです。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

注8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

③　大量買付者が現に保有する当社の株券等の数および意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況

④　大量買付ルールを遵守する旨の誓約

（ⅱ）大量買付情報の提供

大量買付者には、上記（ⅰ）の意向表明書を提出いただいた場合には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、上記（ⅰ）の意向表明書受領後10営業日[注9]（初日不算入とします。）以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリスト（以下「大量買付情報リスト」といいます。）を、上記（ⅰ）①の国内連絡先宛に発送します。

提供していただく情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の条件・方法等により異なりますが、以下の各項目に記載する情報は、原則として大量買付情報リストの一部に含まれるものとします。なお、大量買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして合理的に決定します。

（ア）大量買付者に関する事項

大量買付者およびそのグループの詳細

（イ）大量買付行為の具体的内容

①　大量買付行為の目的、方法および内容

②　大量買付行為の買付対価の内容、ならびに買付価格の算定の基礎および経緯

③　大量買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存する場合には、その相手方および内容

④　大量買付行為に要する資金の調達状況および当該資金の調達先の概要

⑤　大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他第三者との間の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その内容

注9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

⑥　大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、その内容

⑦　支配権取得または経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に意図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編等の当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性

⑧　純投資または政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性

⑨　重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合または大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、その内容

⑩　大量買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由およびその内容

⑪　大量買付行為の完了後に意図する当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会等の利害関係者の処遇方針

⑫　大量買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、大量買付行為の完了後における独占禁止法または海外競争法に照らした適法性についての考え方

また、大量買付情報リストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報だけでは、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のためには不十分であると当社取締役会が客観的合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

なお、大量買付ルールの迅速な運用が確保されるよう、大量買付情報リストの発送日から起算して60営業日（初日不算入とします。）（以下「情報提供要請期間」といいます。）を経過しても当社が求める情報が提出されない場合には、その時点で当社取締役会は大量買付情報の提供に係る大量

買付者とのやり取りを打ち切り、当社取締役会による評価・検討等を開始するものとします。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合または大量買付行為の内容・規模等および大量買付情報の具体的な提出状況等を考慮して必要であると当社取締役会が判断した場合には、30営業日（初日不算入とします。）を上限として情報提供要請期間を延長することができるものとします。その際、当社取締役会は、特別委員会に対して、期間延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、意向表明書が提出された事実および大量買付者から提供された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会は適時かつ適切にその全部または一部を株主の皆様に公表いたします。

また、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であり、大量買付情報の提供が完了したと客観的合理的に判断する場合には、速やかに、その旨を大量買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、株主の皆様に公表いたします。

（ⅲ）使用言語

上記（ⅰ）の意向表明書の提出および上記（ⅱ）の大量買付情報の提供は日本語で行っていただきます。

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が経過した後、当該大量買付行為の内容に応じて、意見形成、代替案の策定等の難易度等を勘案し、下記①または②に定める期間（いずれの場合も初日不算入とします。）の範囲内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による大量買付行為の条件・方法等の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する意見形成、代替案の策定等を行うための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

① 対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には最長60日

② その他の大量買付行為の場合には最長90日

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大量買付者から提供された

情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の条件・方法等の評価・検討を行い、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大量買付者に対して通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、当社取締役会は、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉を行うとともに、当社取締役会として株主の皆様に対する代替案の策定等を行うものとします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大量買付者との協議・交渉、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見の形成または株主の皆様に対する代替案の策定等を完了するに至らないことにやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします。ただし、延長は一度に限るものとし、延長の期間は最長30日間（初日不算入とします。）とします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間および当該延長の理由について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従い、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。

大量買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会を招集する場合については、下記(4)(ⅰ)(ウ)をご参照ください。

(4) 大量買付行為がなされた場合の対応方針

（ⅰ）対抗措置発動の条件

（ア）大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合

① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記(ⅱ)をご参照ください。）を発動することができるものとします。

かかる場合、下記3.(1)(ⅱ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて当社取締役会から独立したフィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の外部専門家(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表いたします。

② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。

(イ)大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行う場合

① 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付者による大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関して大量買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置(その具体的内容については、下記(ⅱ)をご参照ください。)を発動することがあります。

例えば、別添2に掲げるいずれかの類型に該当し、それによって当社に回復し難い損害を与えたり、株主の皆様に当社の株券等の売却を事実上強要するおそれがあると客観的合理的に判断される場合が、これに該当するものと考えます。

なお、別添2に掲げるいずれかの類型に形式的に該当することのみをもって、上記の対抗措置を発動することはありません。あくまで当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に限り、上記の対抗措置を発動することがあります。

かかる場合、下記3.(1)(ⅱ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表いたします。

② 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記①にかかわらず、株主意思確認総会を招集することを特別委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。また、かかる勧告がない場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとします。

（ウ）株主意思確認総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認総会が招集されない場合においては、上記(3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に

大量買付行為を開始することができるものとします。

（ⅱ）対抗措置の内容

当社取締役会は、上記（ⅰ）(ア)または(イ)において発動することとされる対抗措置として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

なお、本新株予約権の概要は、別添3に記載のとおりとします。

また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

3. 本プランの合理性および公正性を担保するための仕組みについて

(1) 特別委員会の設置および諮問等の手続

（ⅰ）特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います（ただし、株主意思確認総会を招集する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従います。）が、その判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役および社外監査役の中から選任されるものとします。本プラン導入時の特別委員会の委員には、塩谷隆英氏、浜口友一氏、および藤本美枝氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別添4に記載のとおりです。

（ⅱ）対抗措置発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。ただし、上記2.(4)（ⅰ）に記載のとおり、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様

のご意思を確認させていただく場合もあります。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者から提供された情報その他の情報に基づき、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

（ⅲ）特別委員会に対するその他の諮問

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、情報提供要請期間の延長の是非、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非および対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主の皆様のご意思の確認

（ⅰ）本プランの導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、本プランの導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本プランの導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入することを決議しております。したがいまして、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られない場合には、本プランは導入されないものとし、原プランについても有効期間の満了により終了いたします。

（ⅱ）対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記2.(4)(ⅰ)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

(3) 外部専門家等の助言

当社取締役会は、大量買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容、大量買付者が提供した情報の大量買付情報としての十分性、取締役会評価期間の設定、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非、および対抗措置

の維持の是非に関して判断・決定する場合、大量買付行為の条件・方法等を評価・検討等する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合について、その判断等の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、外部専門家等の助言を得るものとします。

(4) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本プランに基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について検討し、上記①または②の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は中止または撤回し、速やかにその旨を公表いたします。

(5) 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更についての株主の皆様のご意思の尊重

本プランの有効期間は、2018年に開催される当社第137回定時株主総会の終結時までとします。ただし、本プランは、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として導入されるものですので、本総会において、本プランについて出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本プランは導入されません。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融

商品取引所規則の変更もしくは解釈・運用の変更または税制もしくは裁判例の変更により合理的に必要と認められる範囲内で、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更することがあります。

本プランについては、2016年以降に開催される毎年の当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更について、検討の上、決定します。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

4. 本プランの合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、当社取締役会が大量買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大量買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

(3) 株主の皆様のご意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、本プランについての株主の皆様のご意思を反映するため、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本プランを導入いたします。

また、上記2.(4)(ⅰ)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

さらに、上記3.(5)に記載のとおり、本プランの有効期間は、2018年に開催される当社第137回定時株主総会の終結時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されます。

加えて、当社の取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本プランの有効期間の満了前であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことも可能です。

したがいまして、本プランの導入、廃止および変更、ならびに対抗措置の発動には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2.(4)(ⅰ)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(5) 特別委員会の設置

上記3.(1)(ⅰ)に記載のとおり、当社は、本プランの導入にあたり、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本プランの合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用または対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

上記3.(5)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっていますので、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

5. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがいまして、本プランがその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当期日（別添3第1項において定義されます。以下同じです。）における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記3.(4)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回をした場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご

留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

本新株予約権の割当手続に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に公表いたします。

6. その他

本プランは、2015年2月24日開催の当社取締役会において社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により決定されたものです。当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本プランに賛同しております。

以　上

別添1

当社の株式の状況（2014年12月31日現在）

1. 発行可能株式総数：1,000,000,000株
2. 発行済株式総数：382,863,603株
3. 大株主の状況：

株　主　名	持 株 数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	23,734 千株	6.77 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	22,127	6.31
全国共済農業協同組合連合会	11,002	3.14
日本生命保険相互会社	10,448	2.98
資産管理サービス信託銀行株式会社（投信受入担保口）	7,258	2.07
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	6,104	1.74
明治安田生命保険相互会社	5,969	1.70
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE－SSD00	5,532	1.58
BNPパリバ証券株式会社	4,391	1.25
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	4,354	1.24

（注） 出資比率は自己株式（32,283,465株）を控除して計算しています。

以　上

別添2

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

(1) ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

(2) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っていると判断される場合

(3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っていると判断される場合

(4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っていると判断される場合

(5) 大量買付者の提案する当社の株券等の大量買付行為の条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、その他の条件の具体的内容（買付けの時期および方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、著しく不十分または不適切なものであると判断される場合

(6) 大量買付者の提案する当社の株券等の大量買付行為の方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(7) 大量買付者による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等。詳細については本文Ⅱ.1.をご参照ください。）が著しく毀損され、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断される場合

以　上

別添3

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者[注1]、②特定大量保有者の共同保有者[注2]、③特定大量買付者[注3]、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは、⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者[注4]（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。また、非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として現金の交付は行わないこととします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

注1 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注2 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

注3 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注4 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以　上

別添4

特別委員会委員の略歴

1. 塩谷　隆英

1966年4月　経済企画庁入庁
1990年7月　経済企画庁長官官房秘書課長
1993年6月　経済企画庁国民生活局審議官
1997年7月　経済企画庁調整局長
1998年6月　経済企画事務次官
2000年2月　総合研究開発機構（NIRA）理事長
2008年6月　当社取締役（社外取締役）（現任）、財団法人経済調査会会長
2009年10月　公益財団法人労働科学研究所理事長（現任）

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。
※ 当社は、CSR活動の一環として、公益財団法人労働科学研究所の研究活動への支援のため、維持会費の支払いを行っていますが、当該会費の年間支払額は1百万円未満です。

2. 浜口　友一

1967年4月　日本電信電話公社入社
1995年6月　エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）取締役
1997年6月　同社常務取締役
2001年6月　同社代表取締役副社長
2003年6月　同社代表取締役社長
2007年6月　同社取締役相談役
2008年4月　株式会社IHI取締役（社外取締役）（現任）
2009年6月　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ相談役
2010年6月　東日本旅客鉄道株式会社取締役（社外取締役）（現任）
2013年6月　当社取締役（現任）
2014年10月　FPT CORPORATION, Director（現任）

※ 当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。
※ 当社と株式会社IHIおよびFPT CORPORATIONとの間に特別な関係はありません。
※ 当社と東日本旅客鉄道株式会社との間には、鉄道施設の撤去に関する取引がありますが、当社からの年間支払額は同社売上高の0.1%未満であり、僅少です。

3. 藤本　美枝

1993年4月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
同年同月	新東京総合法律事務所（現ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所外国法共同事業）入所
2003年1月	新東京法律事務所（現ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所外国法共同事業）パートナー（現任）
2009年6月	当社監査役（社外監査役）（現任）

※　当社と同氏との間に特別な利害関係はありません。

※　当社とビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所外国法共同事業との間に特別な関係はありません。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットにより議決権を行使いただくに際しては、以下の議決権行使サイトにアクセスいただく必要があります。

【議決権行使サイトURL】http://www.web54.net

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

(3) インターネットによる議決権行使は、2015年3月26日(木曜日)午後5時45分まで受付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使いただくようお願いいたします。

(4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

(5) 議決権行使サイトをご利用いただくには、次のシステム環境が必要です。

①パソコンを用いて議決権を行使される場合は、画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上で、次のアプリケーションをインストールしていること。

(a)Microsoft® Internet Explorer® Ver.5.01 SP2以降

(b)Adobe® Acrobat® Reader Ver.4.0以降またはAdobe® Reader Ver.6.0以降

②携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種であること。

(Microsoft®およびInternet Explorer®は米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® ReaderおよびAdobe® Readerは米国Adobe Systems Incorporatedの登録商標または商標です。)

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせいただくようお願い申しあげます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームを利用して議決権を行使いただくことができます。

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

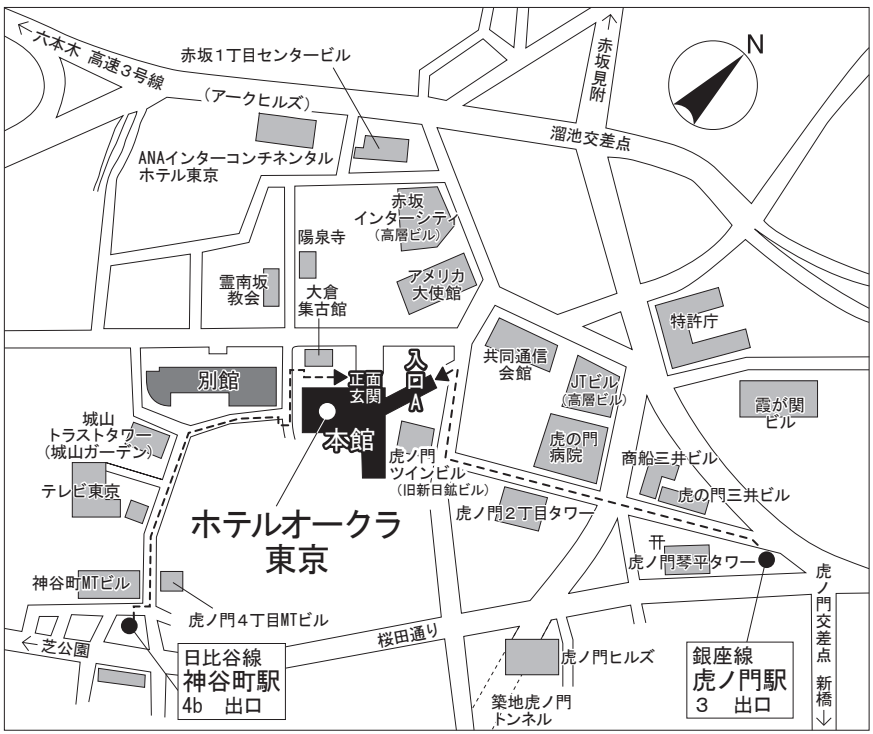
株主総会会場ご案内図

会場：ホテルオークラ東京 本館１階「平安の間」

東京都港区虎ノ門2丁目10番4号

電話　(03) 3582－0111（代表）

会場を変更しておりますので、お間違えのないようご注意願います。



●交通機関のご案内

地下鉄（東京メトロ）

銀座線	虎ノ門駅	３出口より入口Ａ	徒歩約７分
日比谷線	神谷町駅	４ｂ出口より正面玄関	徒歩約７分

※駐車場が限られておりますので、電車等公共交通機関をご利用ください。

※受付は、本館の入口Ａ（宴会場入口）側に設けております。

当日は来場記念品をご用意しておりますが、ご出席いただいた株主様お一人につき１個とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。